

決議第 2 号

川田裕議長の不信任決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成 4 年議会規則第 1 号）第 1 4 条第
1 項の規定により提出し、別紙のとおり議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

提 出 者
香芝市議会議員

眞鍋 亜樹

賛 成 者
香芝市議会議員

岡井 寛
中川 廣美
中村 良路

川田裕議長の不信任決議（案）

議会における議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する地位を与えられており、あくまでも中立公正であることが求められる。しかしながら、川田裕議長は、中立公正性の責務を放棄し、恣意的な議会運営で、議会を混乱させた。その責任は重大である。

よって、香芝市議会は川田裕議長を信任せず、自ら議長の職を辞する決断をすることを求める。以上、決議する。

令和6年9月2日

香 芝 市 議 会

理由

令和6年7月10日、令和6年6月第4回香芝市議会定例会本会議において、川田裕議長の不信任決議（案）の動議が眞鍋亜樹議員により提出され、香芝市議会会議規則第16条による所定の賛成者を求められた際に4名の起立賛成者があったにもかかわらず、川田裕議長はこれを賛成者として数えず、「賛成者なし」とし動議を不成立とした。仮に、起立による賛成者の意思が分かりづらいとするならば、中立公正な議会運営であれば、その時点で再度、確認が行われて然るべきである。実際に、令和4年2月28日、令和4年3月第1回香芝市議会定例会本会議においては、動議の起立賛成者に対し意思が分かりづらかったため、再度確認が行われて、動議が成立している。今回、議長自身に対する不信任決議（案）の動議に対して、同様の丁寧な確認をせず、異議を唱える声も聞き入れずに、そのまま不成立としたことは中立公正性につけ、恣意的に偏った議会運営であると言わざるを得ない。

以上の理由から、本議案を提出する。